

日本フラックス成長研究会 会則

日本フラックス成長研究会会則

(制定 平成 18 年 12 月 1 日)

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は、「日本フラックス成長研究会」(英語名: The Flux Growth Society of Japan)と称する。
- 第2条 本研究会の事務局は、会長が指定する場所に置く。必要に応じて、支部を置くことができる。
- 第3条 本研究会は、広くフラックス成長および関連する科学の基礎と応用の研究を振興し、その発展を図ることを目的とする。その達成のために、学界、官界および産業界の協同を密にして活動する。
- 第4条 本研究会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- フラックス成長に関連する知識の普及および情報の提供
 - 研究会、講演会等の開催
 - 研究助成および奨励
 - 研究業績および本研究会における貢献に対する表彰
 - 研究会誌および本研究会の対象とする学術領域に関連する刊行物の発行
 - 国際学術交流
 - その他

第 2 章 会 員

- 第5条 本研究会の会員は、正会員、学生会員、賛助会員および名誉会員の4種類とする。
- 正会員は、フラックス成長の研究およびその応用に携わる個人とする。
 - 学生会員は、フラックス成長の研究およびその応用に関心をもつ学生で、正会員の推薦を受けた者とする。
 - 賛助会員は、本研究会の主旨に賛同し、その事業を援助する個人および法人とする。
 - 名誉会員は、本研究会の目的や事業に関して顕著な貢献をした個人のうち、内規に従い理事会において推挙された者とする。
- 第6条 会員になることを希望する者は、入会申込書に所定の会費をそえて提出し理事会の承認を受けるものとする。ただし、名誉会員に推挙された者は、本人の承諾をもって会員となる。
- 第7条 会員は、別途定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。必要のある場合、総会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。会員がすでに納入した会費は、これを返還しない。
- 第8条 会員が退会しようとするときは、会費に未納がある場合にはこれを納入の上、所定の様式により会長に申し出なければならない。退会は、理事会がこれを決定する。
- 第9条 会費の滞納および本研究会会員として不適当と判断され理事会において決議された者は、会員の資格を喪失する。

第 3 章 役 員

- 第10条 本研究会に、正会員および賛助会員(法人の場合はその組織により推薦された者)のなかから次の役員をおく。
- 理事(会長1名、副会長3名、常任理事若干名)
 - 監事(若干名)
 - 幹事(庶務幹事1名、常任幹事若干名)
- 第11条 役員は、別途定める役員選出規定によって選出する。

- 第12条 会長は、本研究会を代表し、会務を総理し、総会、理事会および役員会を招集し、その議長を務める。副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。常任理事は、会長や副会長を補佐し、研究会の円滑な運営に努める。
- 第13条 監事は、会務および会計に関する状況を監査し、総会、理事会および理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 第14条 幹事は、研究会の円滑な運営に努め、総会および役員会に出席し、意見を述べるができる。
- 第14条の2 庶務幹事は、本研究会の事務処理業務を行う。
- 第14条の3 常任幹事は、本研究会および本研究発表会の円滑な運営に努める。
- 第15条 本研究会には、若干名の顧問を置くことができる。顧問は、会長およびその他の役員の諮問に応じるとともに、本研究会の運営に関し、必要な助言を行う。
- 第16条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。会長と副会長は、兼ねることができない。

第4章 総会、理事会および役員会

- 第17条 総会は、全正会員および賛助会員(1賛助会員につき代表1名)で組織し、総会規定に基づき開催し、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 会則の変更
 - (2) 役員を選任
 - (3) 予算および決算
 - (4) 事業計画
 - (5) 会長が必要と認める事項
- 第18条 理事会は、理事および監事で組織し、理事会規定に基づき開催し決議する。
- 第19条 役員会は、理事、監事、幹事で組織し、役員会規程に基づき開催し決議する。

第5章 会計

- 第20条 本研究会の経費は、別途定める会費やその他の収入(寄付金など)をもってあてる。
- 第21条 本研究会の会計業務は、会計担当常任理事が行う。
- 第22条 本研究会の会計年度は、1月1日に始まり、当該年12月31日に終わるものとする。

第6章 会則の変更および解散

- 第23条 本会則は、理事会および総会の決議を経なければ変更できない。
- 第24条 本研究会の解散およびこれに伴う財産の処分については、理事会および総会の議決による。

第7章 補則

- 第25条 本会則の執行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

[付 則]

本規定は平成18年12月1日から施行する。

[変更履歴]

平成30年10月16日 第13回理事会 第10条 役員に幹事を追加する。第14条 幹事の職務を追加する。

日本フラックス成長研究会総会、理事会および役員会規定

[総 則]

- 第1条 日本フラックス成長研究会(以下、研究会と称する)の会議は、総会、理事会および役員会の3種類とする。総会は通常総会および臨時総会とする。
- 第2条 会議は、会長が召集する。会議を招集する場合は、構成員に対し、会議の目的、日時および場所を記載した書面をもって、開会日の7日以前に通知しなければならない。

第3条 全ての会議には、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時と場所
- (2) 総会：会員の現在数と出席した会員の数 理事会：理事の現在数と出席した理事の氏名
- (3) 報告事項
- (4) 審議事項
- (5) 連絡事項

[総会]

第4条 総会は、研究会会則に定める事項を議決する。

第5条 通常総会は、年一回開催する。臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または理事の5分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときに開催する。

第6条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

第7条 総会は、全正会員及び賛助会員(1賛助会員につき代表1名)をもって構成する。正会員の5分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

第8条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

第9条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用に関しては会議に出席したものとみなす。

第10条 総会の議事録は、ホームページに公開する。

[理事会]

第11条 理事会は、研究会会則に定める事項を議決する。

第12条 理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときに開催する。

第13条 理事会の召集は、第2条の規定による。会長が緊急に理事会を開催する必要を認めたときはこの限りではなく、書面をもって持回り理事会を開催することができる。

第14条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第15条 理事会は、理事をもって構成し、理事の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

第16条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

第17条 やむを得ない理由のために会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用に関しては会議に出席したものとみなす。

第18条 常任理事会は、別途定める常任理事内規によって開催する。理事会が開催できないときは、常任理事会をもってこれにあてる。

第19条 名誉会員選出内規 理事会は、満65歳以上の研究会会員で本研究会の発展に多大な貢献をした者を名誉会員に推薦することができる。

第20条 理事会は、満65歳未満の研究会会員で本会の運営に多大な貢献をした者を顧問として推薦することができる。

[役員会]

第21条 役員会は、研究会会則に定める事項を議決する。

第22条 役員会は、会長の招集により必要に応じて開催する。

第23条 役員会は、役員をもって構成し、役員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

第24条 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

第25条 やむを得ない理由のために会議に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用に関しては会議に出席したものとみなす。

[会 費]

第26条 年会費は、以下のようである。

賛助会員 20,000 円(一口), 正会員 2,000 円, 学生会員 1,000 円

年会費の改訂は、理事会で決定の後、総会での承認を経て実施される。入会金は不要とする。

[本規定の変更]

第27条 本規定は、理事会および総会の議決を経なければ変更することができない。

[付 則]

本規定は平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

日本フラックス成長研究会常任理事会規定

[常任理事会]

第1条 常任理事会は、会長が必要と認めたとき、または常任理事の 2 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求があったときに開催する。

第2条 常任理事会の召集は、第 1 条の規定による。会長が緊急に常任理事会を開催する必要があると認めたときはこの限りではなく、書面をもって持回り常任理事会を開催することができる。

第3条 常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第4条 常任理事会は、常任理事をもって構成し、理事の 2 分の 1 以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

第5条 常任理事会の議事は、出席常任理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

第6条 やむを得ない理由のために会議に出席できない常任理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、前 2 条の規定の適用に関しては会議に出席したものとみなす。

[付 則]

本規定は平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

日本フラックス成長研究会役員選出規定

第1条 本研究会の役員およびその職務と任期は、日本フラックス成長研究会会則第 3 章に定める通りとする。

第2条 本研究会理事、監事、幹事は、理事会の推薦を経て、総会でこれを承認する。理事および監事は兼ねることができない。

第3条 会長 1 名、副会長 3 名、常任理事若干名は理事の互選によって選出する。ただし、会長、副会長の内、少なくとも 1 名は産業界から選出するものとする。

第4条 本人の申請の有無に関わりなく、理事会で解任を認められた場合は解任し、新たに当該役員を選出する。その場合の任期は、前任者の残りの期間とする。

[付 則]

本規定は平成 18 年 12 月 1 日から施行する。